

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載  
 【部門区分】第2部門第6区分  
 【発行日】平成31年3月7日(2019.3.7)

【公開番号】特開2018-138469(P2018-138469A)  
 【公開日】平成30年9月6日(2018.9.6)  
 【年通号数】公開・登録公報2018-034  
 【出願番号】特願2017-33758(P2017-33758)  
 【国際特許分類】

**B 6 5 D 5/44 (2006.01)**

**B 6 5 D 5/22 (2006.01)**

【F I】

B 6 5 D 5/44 H

B 6 5 D 5/22 E

【手続補正書】

【提出日】平成31年1月22日(2019.1.22)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

底壁と、

前記底壁の第1辺に立設された単層構造の第1側壁と、

前記底壁の前記第1辺と交差する一方の第2辺に連設された外板と、この外板の先端から前記底壁に沿って内方へ折り曲げられた縁板と、この縁板の先端から前記底壁に向けて折り曲げられ、前記外板の内側に配置された内板とを有し、前記底壁の前記第2辺に立設された二層構造の第2側壁と、

前記底壁に対して前記第1側壁と前記第2側壁を立設状態に保持した保持部とを備え、

前記保持部は、

前記第2側壁の前記外板に連設され、前記第1側壁の外側に配置された外側保持板と、

前記外側保持板に連設され、前記第1側壁の内側に配置された内側保持板と、

前記内側保持板に連設され、前記第2側壁の前記外板と前記内板の間に配置された折込板と

を有する、トレイ。

【請求項2】

前記第1側壁には、前記第2側壁の前記外板と前記内板の間に配置され、前記折込板に重ねて配置された第2の折込板が連設されている、請求項1に記載のトレイ。

【請求項3】

前記第1側壁と前記保持部の前記外側保持板との間に重ねて配置され、前記第1側壁と前記保持部の前記外側保持板とにそれぞれ連設された連続板を備える、請求項1に記載のトレイ。

【請求項4】

底壁と、

前記底壁の第1辺に連設された第1側壁と、

前記底壁の前記第1辺と交差する方向に延びる一方の第2辺に連設された外板と、この外板の先端に連設された縁板と、この縁板の先端に連設された内板とを有する第2側壁と

、  
前記底壁に対して前記第1側壁と前記第2側壁を立設状態に保持するための保持部とを備え、  
前記保持部は、  
前記第2側壁の前記外板に連設され、前記第1側壁と同じ向きに突出された外側保持板と、  
前記外側保持板に連設され、前記外側保持板から前記第2側壁の前記内板と同じ向きに突出された内側保持板と、  
前記内側保持板に連設され、前記内側保持板から前記第2側壁の前記内板に向けて突出された折込板と  
を有する、トレイのブランク。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0003

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0003】

【特許文献1】特開昭61-127434号公報

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

本発明の第1の態様は、底壁と、前記底壁の第1辺に立設された単層構造の第1側壁と、前記底壁の前記第1辺と交差する一方の第2辺に連設された外板と、この外板の先端から前記底壁に沿って内方へ折り曲げられた縁板と、この縁板の先端から前記底壁に向けて折り曲げられ、前記外板の内側に配置された内板とを有し、前記底壁の前記第2辺に立設された二層構造の第2側壁と、前記底壁に対して前記第1側壁と前記第2側壁を立設状態に保持した保持部とを備え、前記保持部は、前記第2側壁の前記外板に連設され、前記第1側壁の外側に配置された外側保持板と、前記外側保持板に連設され、前記第1側壁の内側に配置された内側保持板と、前記内側保持板に連設され、前記第2側壁の前記外板と前記内板の間に配置された折込板とを有する、トレイを提供する。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

このトレイによれば、第2側壁を構成する外板と内板の間に折込板が配置されているため、折込板を介して内板が外板に支持される。よって、外板に対する内板の間隔を保持できるため、トレイの内部に物品を安定状態で収容できる。また、折込板によって外板と内板の間隔、つまり第2側壁の厚み（縁板の幅）を広くすることが可能なため、トレイを積み重ねて配置する際の安定性も向上できる。さらに、第1側壁は単層構造であるが、第2側壁が隣接する部分では保持部によって三層構造になるため、曲げや歪みに対するトレイの剛性を向上できる。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

## 【補正の内容】

## 【0010】

本発明の第2の態様は、底壁と、前記底壁の第1辺に連設された第1側壁と、前記底壁の前記第1辺と交差する方向に延びる一方の第2辺に連設された外板と、この外板の先端に連設された縁板と、この縁板の先端に連設された内板とを有する第2側壁と、前記底壁に対して前記第1側壁と前記第2側壁を立設状態に保持するための保持部とを備え、前記保持部は、前記第2側壁の前記外板に連設され、前記第1側壁と同じ向きに突出された外側保持板と、前記外側保持板に連設され、前記外側保持板から前記第2側壁の前記内板と同じ向きに突出された内側保持板と、前記内側保持板に連設され、前記内側保持板から前記第2側壁の前記内板に向けて突出された折込板とを有する、トレイのブランクを提供する。